平成13年12月18日 公安委員会訓令第5号

(趣旨等)

- 第1条 この訓令は、公安委員会公文書の管理に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 兵庫県公安委員会公文書管理規則(令和3年兵庫県公安委員会規則第1号)に定めるところによる定 義規定及び略称規定は、この訓令において適用する。
- 3 公安委員会公文書の管理について、他の法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。 (用語の定義)
- 第2条 この訓令において「警察保有公文書」とは、法令等の規定に基づき警察職員が公安委員会の名義 で作成し、又は取得した文書であって、警察職員が組織的に用いるものをいう。ただし、公文書管理条 例第2条第3項各号に掲げるものを除く。
- 2 この訓令において「公安委員会公文書」とは、公文書及び警察保有公文書をいう。

(警察保有公文書)

第3条 警察保有公文書は、本部長が保有するものとする。

(公安委員会公文書の種類)

- 第4条 公安委員会公文書の種類(取得したものを除く。)は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 告示 公安委員会が、法令等の規定に基づき決定し、又は処分した事項その他一定の事項を公示するもの
- (2) 公告 公安委員会が、法令等の規定に基づき一定の事項を公示するもので、告示以外のもの
- (3) 規則 公安委員会が、法令等の規定に基づきその権限に属する事務について定めるもの
- (4) 訓令 公安委員会が、その権限に属する事務について定めるもので、規則以外のもの
- (5) 一般文書 前各号に定める文書以外のもの
- 2 公安委員会公文書の形式は、兵庫県公安委員会書式例 (別記) のとおりとする。 (文書の収受)
- 第5条 職員は、公安委員会宛ての文書を受領したとき、及び公安委員会の委員長又は委員が親展文書を 閲覧後、当該文書に係る処理を指示したときは、当該文書の余白に専用の受付印を押し、暦年ごとの一 連番号(以下次項において「収受番号」という。)を付するものとする。
- 2 文書管理者は、本部長が別に定めるところにより、専用の簿冊を備え付け、収受番号を適正に管理しなければならない。

(文書番号等)

- 第6条 公安委員会公文書を施行するときは、次の各号に掲げる公安委員会公文書の種類に応じ、当該各 号に掲げる記号及び次項に規定する専用の簿冊の暦年による番号(以下次項において「文書番号」とい う。)を付するものとする。ただし、公告については、この限りでない。
 - (1) 告示 兵庫県公安委員会告示
 - (2) 規則 兵庫県公安委員会規則
 - (3) 訓令 兵庫県公安委員会訓令
 - (4) 一般文書 兵公委発及び所属コード(電子情報処理組織による給与事務取扱要領の制定について(昭和50年兵警務例規第7号)別表第1の所属コード表に規定する所属ごとのコードをいう。)
- 2 警察職員は、本部長が別に定めるところにより、公安委員会公文書の種類ごとに専用の簿冊を備え付け、文書番号を適正に管理しなければならない。

(公文書ファイル等の持出し等の禁止)

- 第7条 公安委員会の委員長及び委員並びに職員は、公務の目的以外の目的で公文書ファイル等を庁舎外 に持ち出してはならない。
- 2 前項に規定する者は、公文書ファイル等を関係者以外の者に示し、又はその写しを交付するときは、 公安委員会の承認を得なければならない。

(緊急時の措置)

- 第8条 文書管理者は、災害その他緊急事態が発生し、庁舎に危険が迫ったとき、又はそのおそれがあるときは、保存している公文書ファイル等を安全な場所に移すなどその保全に努めなければならない。 (補則)
- 第9条 この訓令に定めるもののほか、公安委員会公文書の管理に関して必要な事項は、本部長が定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公委規則の施行の日〔平成13年12月18日〕から施行する。 (兵庫県公安委員会令達規程等の廃止)
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
- (1) 兵庫県公安委員会令達規程(昭和29年兵庫県公安委員会訓令第10号)
- (2) 文書の左横書きの実施に関する規程(昭和35年兵庫県公安委員会訓令第2号)

附 則 (平成18年3月24日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月12日公安委員会訓令第8号)

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則 (平成31年3月4日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成31年3月4日から施行する。

附 則 (令和3年1月19日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、令和3年1月19日から施行する。

別記(第4条関係)

兵庫県公安委員会書式例

- 1 告示
- (1) 新規制定の場合

兵庫県公安委員会告示第○号 ×○○○○を次のように定め、 ××□□○年○月○日	□□○年○月○日から施行(適用)する。
Asset of the state of the contract of the co	兵庫県公安委員会
	委員長×○×○×○×
1 × 0000 ······	
2 × 0000	
×0000.	

兵庫県公安委員会告示第〇号

×○○○○法(□□○年法律第○号)第○条第○項の規定に基づき、○○○○を次のよう に定めたので、告示(公示)する。

××□□○年○月○日

兵庫県公安委員会 委員長×〇×〇×〇×〇×

(後略)

- 注□□は、元号を記載すること。
- (2) 一部改正の場合

兵庫県公安委員会告示第〇号

×□□○年兵庫県公安委員会告示第○号(○○○○)の一部を次のように改正し、□□○ 年○月○日から施行(適用)する。

××□□O年O月O日

兵庫県公安委員会 委員長×○×○×○×○×

XO中「0000」を「0000」に改める。

(後略)

- 注 1 (○○○○) は、告示の件名を記載すること。
 - 2 □□は、元号を記載すること。
- (3) 廃止の場合

兵庫県公安委員会告示第〇号

※□□○年兵庫県公安委員会告示第○号(○○○○)は、廃止する。(□□○年○月○日限り、廃止する。)

××□□○年○月○日

兵庫県公安委員会 委員長×○×○×○×○×

- 注 1 (○○○○) は、告示の件名を記載すること。
 - 2 □□は、元号を記載すること。
- 2 公告

xxx00000000

×○○○○……は、次のとおりである。(○○○……を次のように○○する。)

××口口〇年〇月〇日

兵庫県公安委員会 委員長×○×○×○×○×

(後略)

XXX00000000

×○○○○··········について、○○○○法(□□○年法律第○号)第○条第○項の規定により公告する。

××□□○年○月○日

兵庫県公安委員会 委員長×○×○×○×○×

(後略)

注□□は、元号を記載すること。

- 3 規則
- (1) 新規制定の場合

×000年	-		兵庫県公安	全局 悉引		
100000000000000000000000000000000000000		-240		Exoxo:	×0×0	×C
	員会規則第〇				××	<×
次		TA (40)				
第1章×○(第2章×○(000 (第1	染・第2条)				
×第1節×(0000	Mark Marks				
		第3条−第○条) ○条・第○条)				
×第2節×(2000 (第	〇条一第〇条)				
	000 (第0:	衆一第○条) 第○条-第○条)				
附則 ××第1章	v0000					
(000)	*0000					
1条×000	O					***
中略)						
××第2章 ×××第1	×0000 #×0000					
××××第	1 款×000	0				
(OOOO) 3条×OO(00					
xoooo.						
(1)×000(J					
×00000						
×0000 ×7×00 ××0×0	000	***************************************				
×0000· ×ア×00(×× Ø×0(××附×則 (施行期日)	000	(中略)				•
×ア×〇〇(××粉×〇) ××附×則 (施行期日) ×この規則 (〇〇〇〇)	ン〇〇	***************************************				
×ア×〇〇(××め×〇(××附×則 (施行期日) ×この規則(200	(中略) ○月○日から施行する □○年兵庫県公安委員				'9
×ア×〇〇(××め×〇(××附×則 (施行期日) ×この規則((〇〇〇〇((経過措置) ×〇〇〇〇	200 2000 は、ロロ0年(9廃止) 200規則(ロ((中略) ○月○日から施行する				'e
×ア×〇〇(××め×〇(××附×則 (施行期日) ×この規則((〇〇〇〇((経過措置) ×〇〇〇〇	は、ロロ〇年()廃止))○(規則(ロ()条関係)	(中略) ○月○日から施行する □○年兵庫県公安委員				
×ア×〇〇(××め×〇) ××附×則 (施行期日) ×この規則 (〇〇〇〇((経過措置) ×〇〇〇〇・ 表第1 (第0	は、ロロ〇年()廃止))○(規則(ロ()条関係)	(中略) ○月○日から施行する □○年兵庫県公安委員 (中略)	・ 会規則第〇号) は、 。	廃止する。		
×ア×〇〇(××粉×〇) ××附×則 (施行期日) ×この規則 (〇〇〇〇((経過措置) ×〇〇〇〇・ 表第1 (第0	は、口口〇年()廃止))○〇規則(口()条関係)	(中略) ○月〇日から施行する ○〇年兵庫県公安委員 (中略) ○ ○ ○	・ 会規則第〇号) は、 。 O O	廃止する。		·*•
×ア×〇〇(××め×〇(××り×り (施行期日) ×この規則((〇〇〇〇((経過措置) ×〇〇〇〇(表第1 (第0	は、口口〇年(の廃止) のの規則 (口I の条関係)	(中略) ○月〇日から施行する □○年兵庫県公安委員 (中略) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	・ 会規則第〇号)は、 。 〇 〇 〇〇〇〇	廃止する。 〇 〇		×
×ア×〇〇(××粉×〇) ××粉×則 (施行期日) ×この規則 (〇〇〇〇((経過措置) ×〇〇〇〇	は、口口〇年()廃止))○〇規則(口()条関係)	(中略) ○月〇日から施行する □○年兵庫県公安委員 (中略) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	・ 会規則第〇号)は、 。 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	廃止する。 〇 〇		×
×ア×〇〇〇 ××粉×〇〇 ××粉×則 (施行期日) ×この規則 (〇〇〇〇〇 (経過措置) ×〇〇〇〇 表第1 (第0 〇	は、口口〇年(の廃止) のの規則 (口I の条関係)	(中略) O月O日から施行する O年兵庫県公安委員 (中略) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	・ 会規則第〇号)は、 。 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	廃止する。 〇 〇		×
×ア×〇〇〇 ××粉×〇〇 ××粉×則 (施行期日) ×この規則 (〇〇〇〇〇 (経過措置) ×〇〇〇〇 支第1 (第0 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	は、ロロO年(の廃止) のの規則 (ロロ の条関係) (ロ のののののののののののののののののののののののののののののののののの	(中略) O月O日から施行する O年兵庫県公安委員 (中略) O O OOOOOOO O OOOOOOOO O OOOOOOOO	・ 会規則第〇号)は、 。 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	廃止する。 〇 〇		×
×ア×〇〇〇 ××粉×〇〇 ××粉×別 (施行期日) ×この規則 (〇〇〇〇〇 (経過措置) ×〇〇〇〇〇 交第1 (第0 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	は、口口〇年(の廃止) のの規則 (口(の条関係) (の の の の の の の の の の の の の	(中略) O月〇日から施行する O年兵庫県公安委員 (中略) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	。 会規則第〇号)は、 。 〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	廃止する。 0 00000	000	×
×ア×〇〇〇 ××粉×〇〇 ××粉×則 (施行期日) ×この規則 (〇〇〇〇〇 (経過措置) ×〇〇〇〇 支第1 (第0 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	は、ロロO年(の廃止) のの規則 (ロロ の条関係) (ロ のののののののののののののののののののののののののののののののののの	(中略) O月O日から施行する O年兵庫県公安委員 (中略) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	・ 会規則第〇号)は、 。 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	廃止する。 〇 〇		×
×ア×〇〇〇 ××の×〇〇 ××の×〇〇 ×がが期日) ×この規則 (〇〇〇〇〇 ×〇〇〇〇〇〇 ×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	は、口口〇年(の廃止) のの規則 (口(の条関係) (の の の の の の の の の の の の の	(中略) O月〇日から施行する O年兵庫県公安委員 (中略) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	・ 会規則第0号) は、 の	廃止する。 0 00000	000	×
×ア×〇〇〇 ××粉×〇〇 ××粉×別 (施行期日) ×この規則 (〇〇〇〇〇 (経過措置) ×〇〇〇〇〇 交第1 (第0 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	は、口口〇年(の廃止) のの規則 (口(の条関係) (の の の の の の の の の の の の の	(中略) O月〇日から施行する O年兵庫県公安委員 (中略) O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	・ 会規則第0号) は、 の	廃止する。 0 00000	000	
×ア×〇〇〇 ××粉×〇〇 ××粉×別 (施行期日) ×この規則 (〇〇〇〇〇 (経過措置) ×〇〇〇〇〇 交第1 (第0 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	は、口口〇年(の廃止) のの規則 (口(の条関係) (の の の の の の の の の の の の の	(中略) O月O日から施行する O年兵庫県公安委員 (中略) O O OOOOOOO O OOOOOOO O OOOOOOO ること。 (中略) O O O	・ 会規則第0号) は、 の	廃止する。 0 00000	000	×
×ア×〇〇〇 ××粉×〇〇 ××粉×別 (施行期日) ×この規則 (〇〇〇〇〇 (経過措置) ×〇〇〇〇〇 交第1 (第0 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	は、口口〇年(の廃止) のの規則 (口(の条関係) (の の の の の の の の の の の の の	(中略) O月O日から施行する O年兵庫県公安委員 (中略) O O OOOOOOO O OOOOOOO O OOOOOOO ること。 (中略) O O O	。 会規則第〇号)は、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	廃止する。 0 00000	000	

- 注 1 委員長の氏名については、決裁文書に限り、兵庫県条例、規則等の公布に関する条例(昭和 37年兵庫県条例第48号)第5条の規定により、委員長の署名とすること(一部改正の場合及び 廃止の場合について同じ。)。
 - 2 別表等を規定するときは、附則の後、附則別表、別表、様式、別図、別記、別添の順とすること。
 - 3 様式を規定する場合において、1様式のときは「別記様式」とし、2様式以上のときは「様式第1号」「様式第2号」「様式第3号」…と様式番号を付すこと。
 - 4 □□は、元号を記載すること。
- (2) 一部改正の場合

×0000000		の一部を改正す	る規則をここに公布す	***	
			兵庫県公	安委員会	
			委員	(是×O×	oxoxox
兵庫県公安委員	会規則第〇号				
×××0000	000000	規則の一部を改	正する規則		XXX
×000000 に改正する。	0000規則	(□□○年兵庫	県公安委員会規則第C)号) の一	部を次のよう
×第〇条を次の	ように改める。				
× (000)					
第〇条×〇〇〇	000000		0000000		
		(中)	咯)		
×××附×則					
メニの細胞は	口口の年の別	○日から施行す	X.		

注□□は、元号を記載すること。

(3) 全部改正の場合

×0000000000規則をここに公布する。	
××□□○年○月○日	
	県公安委員会
Colorests.	委員長×O×O×O×O×
兵庫県公安委員会規則第〇号	
×××000000000規則	×××
×○○○○○○○○○規則(□□○年兵庫県公安委員会規則)	第○号) の全部を改正する。
× (000)	
第1条×000000000000000000000000000000000000	
× (00000)	
第2条×000000000000000000000000000000000000	000000
(中略)	
×××附×則	
×この規則は、□□○年○月○日から施行する。	

注□□は、元号を記載すること。

(4) 廃止の場合

×○○○○○○○○ 規則を廃止する規則をここに公布する。 ××□□○年○月○日	
兵庫県公安	
兵庫県公安委員会規則第〇号	
×××0000000000規則を廃止する規則	×××
×○○○○○○○○規則(□□○年兵庫県公安委員会規則第○号	() は、廃止する。
×××附×則	
×この規則は、□□○年○月○日から施行する。	
- 住 111は、元号を記載りること。 4 訓令	
+ 訓 ^p (1) 新規制定の場合	
(1) 利規削足の場合	
兵庫県公安委員会訓令第○号	
×〇〇〇〇に関する訓令を次のように定める。	
××□□○年○月○日	
	兵庫県公安委員会×
×××0000に関する訓令	×××
x (OOO)	
第1条×OOO	
×000.	
(中略)	
×××附×則×この訓令は、□□○年○月○日から施行する。	
A COMMING BBOTONOHA OMITTO	
注□□は、元号を記載すること。	
(2) 一部改正の場合	
兵庫県公安委員会訓令第〇号	
×○○○○○に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める	Ď _e
××□□○年○月○日	
[MANGHIMAN 5/14 [MAN]	兵庫県公安委員会×
×××○○○○○に関する測令の一部を改正する訓令	XXX
×○○○○○に関する副令(□□○年兵庫県公安委員会副令第○号)	の一部を新旧対照表
(別表) のとおり改正する。	
×××附×則	
×この測令は、□□○年○月○日から施行する。	
(3) 全部改正の場合	
兵庫県公安委員会訓令第〇号	
×○○○○○に関する訓令を次のように定める。	
××□□O年O月O目	
	兵庫県公安委員会×
×××○○○○○に関する測令	XXX
×○○○○○に関する訓令(□□○年兵庫県公安委員会訓令第○号)	
(中略)	
×××附×則	
×この割令は、□□○年○月○日から施行する。	
注□□は、元号を記載すること。	

(4) 廃止の場合

兵庫県公安委員会訓令第○号 ×○○○○○に関する訓令を廃止する訓令を次のように定める。 ××□□○年○月○日	
	兵庫県公安委員会×
×××○○○○○に関する訓令を廃止する訓令	XXX
×○○○○○に関する訓令(□□○年兵庫県公安委員会訓令第○号)	は、廃止する。
×××附×則	
×この割合は、□□○年○月○日から施行する。	

- 注□□は、元号を記載すること。
- 5 一般文書(基本例)
- (1) 発信者を公安委員会とする場合

×	兵公委発第〇〇〇一〇号
×0000 股	
×	
	兵庫県公安委員会××
X	
xxx00000000covx	××
×00000	**************
51	
第1×○○○··································	
×1×000	
××(1)×000	
×××7×000	Y
××××0×000	
X X X X & X O O O	
×××××8×000	

- 注 1 宛先は、他の都道府県の公安委員会又は警察については「殿」、県、市町等については「様」を用いること。
 - 2 見出し符号は、細別の少ないものは、1から用いること。
 - 3 □□は、元号を記載すること。
- (2) 発信者を公安委員会委員長とする場合

×	兵公委発第〇〇〇一〇号
×0000 股	
X	
	兵庫県公安委員会 委員長×○×○×○×○××
×	SASSANA BAARARA BARBANA A
XXX00000000K2NT	××
x00000	*******************************

51	
第1×○○○··································	
×1×000	
××(1)×000	
×××7×000	
××××0×000	
×××× a ×000	
××××××9×000	

- 注 1 宛先は、他の都道府県の公安委員会又は警察については「殿」、県、市町等については「様」を用いること。
 - 2 見出し符号は、細別の少ないものは、1から用いること。
 - 3 □□は、元号を記載すること。